

様式第9 法第49第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	双葉町 養液栽培施設整備事業	中田地区	双葉町

図面記号									
L									
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏 名			住 所				
	譲 受 人	双葉町			福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73-4				
	譲 渡 人	別紙(1)のとおり							
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現 況	権利の種 類	権利者の氏名又は名称	農振法	都 市 計画法	
			別紙(2)のとおり						
	計	㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権 利 の 存続期間		その他	
	所有権	移転		復興整備計画公表後		永年			
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	・養液栽培施設は2.19haの造成工事を伴うため、排水流量増対策として敷地内に調整池を設け下流区域へ影響のないよう造成設計を行う。また、工事着工の60日前までに「盛土規制法に基づく許可申請」を福島県に提出する。 ・近隣農地については今後の農地の保全管理や営農再開に支障のないように配慮する。								

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第 46 条第 2 項第 4 号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が 2 人以上である場合には、1 及び 2 の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙 1 及び別紙 2 のとおりとすること。

[illegible]

(注) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

添付資料

- 1 土地の位置を示す地図(2,500分の1程度)及び土地の登記事項証明書
- 2 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 3 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 4 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 5 その他参考となるべき書類

(注意)

- 1 ※1、※2の欄及び添付資料については、個人情報保護の観点から必要な配慮を行うこと。
- 2 法第50条第1項の規定に基づき、法第49条第1項又は第2項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が法第46条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の農地法第5条第1項の許可に係る権利の設定又は移転の当事者に対して、その旨及び農地法第5条第1項の許可があったものとみなされたことを、本様式を添付して書面により通知すること。
なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。